

平成21年7月 NO.122



鶴居村

議会だより

発行 鶴居村議会
編集 広報調査特別委員会

議会は村民の皆さんと村政を結ぶパイプ役です。

初夏の雪裡川



- ◆ 第2回 定例会
 - ◆ 一般質問
 - ◆ 第2回 臨時会
 - ◆ 読者の声
 - ◆ 議会Q&A



平成21年第2回定例会が6月10日に招集され、会期を1日とし、議案等が審議され原案通り可決し、閉会しました。

行政報告

◎村長、教育長より議会の冒頭において、行政報告がありましたので報告します。

一日野浦村長一

①高橋知事との「まちかど対話」

4月16日「らくらく館」において、高橋知事をお迎えし「こんにちは知事です、まちかど対話」が行なわれました。下幌呂小学校の生徒7名と一緒にストリングチーズの加工体験等をしてながら懇談を致しました。

②生乳生産6万トン達成記念講演会

5月26日本村の生乳生産量が6万トンを超えたことから総合センターにおいて、酪農家をはじめとする関係者多数の参加を持って盛会に開催することができました。

講師にホクレン酪農畜産事業本部長の坂東氏を招き「今後における酪農の展望について」講演をいただき「この1～2年辛抱すると明るい展望が開ける」との心強い話があり、有意義な講演会になりました。

③移動通信施設整備事業について

長年要望が強かった携帯電話不通地域（新幌呂、茂雪裡、支雪裡）の解消を計る為、平成21年度の国の補正予算に予算付けがなされている総務省地域情報通信基盤整備促進交付金を活用し、事業推進を計る事としました。

④日本で最も美しい村連合戦略会議について

6月2日長野県木曾町で開催された戦略会議では「中山道、妻籠宿の保存運動について」妻籠を愛する会理事長の小林俊彦氏より講演をいただきました。

又講演の後、3つのグループに分かれて「過去、現在を踏まえ10年後のわが村のデザインを描く」というテーマで討議を行ない各階各層との懇談は、今後の村の活性化に意義のある会議でありました。

一国安教育長一

◎幌呂小学校体育館等耐震診断結果について

昭和56年6月に「建築基準法」が改正され、震度6強程度の地震でも建物が倒壊せず、建物内の人命が危険にさらされない耐震性能を目指した「新耐震基準」が設定されました。

昭和52年10月に建築された、幌小体育館等は平成18年度に実施しました。優先度調査では他の学校に比べ優先度は高く、平成20年度に耐震の2次診断を実施した結果一部補強工事により耐震基準をクリアーできることが判明しました。よって村では早ければ9月に予算計上し、秋以降に補強工事を開始し冬休み中に完了させ、児童の安全確保に努めて参りたいと思っています。



一般質問

村政のここが聞きたい 6人の議員が8項目質問

質問・答弁ともに要旨要約して掲載しました。

鶴居小学校の改築について

九月の耐力度調査の結果で判断を致します

大津議員

鶴居小学校の建設推進については、自立プランの中にも明記されており、第四次総合計画の平成二十一年度から二十三年度までの財政シミュレーションにおいても、鶴居小改築事業には全体事業費七億六千万のうち四億二千万が計画通り進めるものとして算出されております。

また、期成会からも『校舎の全面改築の陳情書』が提出されたところでも有り、是非とも改築を推進して頂きたいと思っております。それから、総合計画にも今後の課題として『学校統合を視野に入れながら、大規模改修を検討していく事、又学校の統廃合を検討する事が必要』と

して記載されております。

この様な事からも、将来の統廃合を見据えての改築でなければならぬと思いますが考えを伺います。

国安教育長

鶴居小学校は児童生徒の安全安心と避難場所としての確保を目的に、改築又は耐震補強改修を判断する為に、現在、耐力度調査を実施しております。

今年九月には、その結果が判明し、文科省が示している耐力度点数が四五〇〇点以上であれば改築工事、四五〇〇点以下だと耐震補強工事となります。

仮に改築をするとした場合は現行の場所か、新たな場所かの判断もしな

ければなりません。

将来的な小学校の統廃合も視野に入れると、他の校区の地域住民との調整もあり、容易に判断できるものではありません。

診断結果が判明した場合には、統廃合問題や規模・場所・方法等を考慮し、慎重に判断をしたい。

特別職「報酬審議委員会」の設置を！

住民の理解を得られるよう執り進める

久保田議員

特別職の給料については、現在、村長自から試算し支給しているが学職経験者を含めた「特別職審議委員会」を設置し、

社会経済情勢、財政力、近隣町村の支給状況や民間給料との均衡性等を客観的に調査検討をし、又、村民の声を汲み取り、情

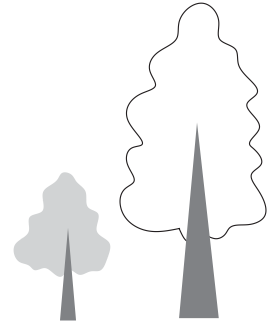
報の透明性を図りながら時代のニーズに対応するものに改善すべきと思っておりますが、村長の見解を伺います。

日野浦村長

特別職の給料は、現在、国家公務員の指定職の人事院勧告の改定率に準じ試算していますが、今後、更に村の財政事情や管内



町村の支給状況等の把握に努めると共に、議員各位と協議を重ね、又、住民に情報を提供しながら、住民の理解を頂けるものを目指して執り進めて参ります。



高校通学バス利用者の負担軽減を!!

今の段階での新たな助成は考えてない

武藤議員

村では、鉦路市内へ通学する高校生の為通学バスを運行し、バス会社へ補助金を出しながら、父



母の負担軽減を諮っていますが、通常より割安といたしながら、現実同一家庭で二人の通学生を持つ或いは大学生をかかえる家庭の負担は相当なものがああります。

子育て支援の充実に向け、他に例のない施策を実現している本村ではあります。更に子育て支援充実を諮り「子育てにやさしい」村づくりをすること、これら世代の定住促進をすべきと考えますが、次の二点について村長の考えを伺います。

- ① 高校通学者への助成で父母の軽減負担を諮れないか。
- ② 運行経路（帰り）の変更で利用者の利便性を諮れないか。

日野浦村長

① 現在の通学バス補助制度により、ある程度父母の経済的負担軽減は諮られていると考えています。今後も村では可能な限り補助金を出しながら、利用者負担増にならないように努めたいと考えているので、現段階では新たな助成事業を行なう考えはない。

② 早朝の通学バスは、村単独で民間バス会社に補助運行しているが、帰りの便については、国、道からの補助事業で運行する市町村生活バス路線運行費補助金を受けているもので、運行経路を変更することは大変難しい

ものと考ええる。当面現行のまま運行し、関係団体と協議しながら、利用者

の利便性を諮れる様心がけたい。

野生大麻草の除去を!

野生大麻草の除去と採取監視の強化

瀬川議員

近年社会的な問題の一つとして、大麻による覚

醒剤使用が上げられております。本村においても畑の脇等に自生している大麻草が見られ、近年心ない人が採取した跡も有ります。今後の村の対応を伺います。

道は現状を踏え、大麻草が大量に自生する地域に、野生大麻草の除去対策の強化や監視体制を整備する重点施策をたてました。村としても道に全面的に協力し、関係機関や警察とも連携しながら、引き続き野生大麻草の除去と採取の監視を強化してまいります。

日野浦村長

本村における大麻除去ですが、例年六月に鉦路保健所より土地所有者及び村に対し、野生大麻草撲滅運動への協力依頼があります。

ここ数年は、土地所有者が自ら除去する事例は



宮嶋岬までの道路整備は？

整備手法等も含め検討！

瀬川議員

宮嶋岬の観光については何度か質問致しておりますが、隣接地である山崎森林セラピーは昨年度をもって中止との報道もあり、一方で土地所有者プリンスホテルは旅行社と共に客の誘致に取り組んでおります。

村はこれら森林所有者と今後について話し合い



をもたれているか、特に道路については、一部私有地内を通っており、村は道路用地を確保しており、今後道路整備を含め取り組みを伺います。

日野浦村長

宮嶋岬先端部分は「株式会社プリンスホテル」が所有し、隣接地は「株式会社北都」及び山崎正幸氏が所有し、森林セラピー基地を展開しておりますが、昨年度をもって活動を休止し、現在は原則一般人の立入りは出来ない状況であり、プリンスホテルと旅行者が展開している観光事業については、山崎氏の了解を得て通行しております。

土地所有者との三者での協議はしております

が個別の協議では、山崎氏とは、村が道路整備を検討している事について話し合い、山崎氏の賛同を頂いたところであり、一方プリンスホテルもア

クセス道路の早期整備を望んでおり、今後の道路整備に付き、平成二十二年事業要望を北海道へ提出している状況にあります。

高齢世帯に自動消火装置の整備について

七十歳以上全世帯に「火災警報器」を検討

吉田議員

今年三月村内に於いて住宅が火災になり全焼する事故が発生致しました。火災警報器は平成二十三年までに設置が義務付けられております。個人差はありますが高齢になると行動が鈍くなるのが一般的でないでしょうか。人命、財産を守り痛ましい事故を防ぐ為にも、一般住宅に特に高齢者世帯に自動消火装置を設置することが効果的であると思

います。村長の考えを伺います。

日野浦村長

本年三月二十三日風呂の空焚きにより住宅が一棟全焼しました。村としても早速お見舞いと村営住宅を確保したところでもあります。消防法が改正され住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、平成二十三年五月三十一日までが設置義務化の期

間です。本村におきましては、「住宅用火災警報器」を平成二十二年に七十歳以上の全世帯に対し、村で設置することについて検討したいと考えております。

学習指導要領の改訂について

各学校へ最新の情報提供を図る

吉田議員

新学習指導要領が文部科学省より告示されました。



た。小学校は平成二十三年から中学校では平成二十四年から実施されることになりました。そこで各学校では授業数の増加による教育活動の見直しを行っている様であります。「本村において時代の変化に対応した鶴居ならではの特色ある教育活動に努める」とあります。新学習指導要領が施行されるまでどの様な取り組みがなされるのか、また現在の進捗状況についても伺います。

国安教育長

今回の改訂では、子供達の「生きる力」を育むため、授業時間数を増加するとともに、言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育等を充実していきます。

平成二十一年から新しい内容を一部先行して学習します。小学校から説

明します。一、授業時数が増加します。二、算数・理科に新しい内容が加わります。三、外国語活動を始める学校もあります。中学校は、一、授業時数が増加します。二、数学・理科に新しい内容が加わります。現在総合的な学習の見直しや学校行事の全体的な見直しを進めています。

**「湿原観光」は!!
ガイドの養成も含め検討!**

松井(広)議員

「日本で最も美しい村」連合に加盟し、ますます知名度も上がり、多くの観光客が来村しています。自然で豊かな釧路湿原をもっとアピール出来る方法を考える事が必要と考えます。①自然体験観光(野生動物植物)等のトレーニングコースの整備につい

て、②食害等の影響と観光資源としてのタンチョウとの共存について、③体験型(農家民宿)等を実験型(滞在型の観光について、④観光大使の任命について、⑤カヌーを利用した湿原観光について

日野浦村長

①宮嶋、キラコタン岬を

含めた釧路湿原の観光は自然を見せる観光や、そこに生息する動植物を見る観光は有効な手段だと思ひ、今後の観光のあり方とすれば意義のある事だと思ひます。ガイドの養成も含め検討していきたい。

②村、支庁、環境省そしてタンチョウ保護関係者の手により一部被害の顕著な場所において防鳥器具等の設置により対策をおこなって一定の成果を得ており、今年度は年間を通じて生態や被害の実態調査を行い、新たな対策の検討等を目的とした委託業務を実施します。

③村内で五戸の方々が宿泊体験を受け入れ、ファミリーレストランや観光農業を通じて体験交流に取り組んでいます。直接農業等にたずさわる方々の活動こそが消費者に魅力あるものと考え更なる広がり



に期待します。

④釧路湿原・タンチョウの二大自然資源であり将来の振興策の一つと思ひますが観光大使の委嘱は当面想定しておりません。

⑤カヌーを利用した自然体験は近年人気が高まっています。協議会で保全と利用の力に期待しています。今後、関係機関等と連携を密にし、適時、適切な対応を取りたい。

補正予算

▶平成21年度鶴居村一般会計補正予算

歳入歳出327,138千円を追加し総額3,713,138千円とするものです。
主な支出は、移動通信施設整備事業費です。

▶平成21年度鶴居村後期高齢者医療特別会計

歳入歳出18千円を追加し総額23,018千円とするものです。
繰越金の確定及び当初予算の一部財源の振替です。



平成20年度 鶴居村一般会計繰越明許費

総額147,724,000千円

主なものは…

- 上幌呂地区道営草地整備 31,800,000円
- 運動広場施設改修工事 20,717,000円
- 単身者用村有住宅建設工事 63,851,000円

(繰越明許費)

地方自治法213条に歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものは、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。



損害賠償の額

経営委譲に伴う農地の権利移動に関して、農業委員会事務局が行うべき納税猶予に係る事務手続きを失念したことにより、損害を与えた。

損害賠償金額 金 416,350円

第 2 回 臨 時 会

第2回臨時会が5月27日に開かれ専決処分4件、条例の制定4件、21年度一般会計補正予算、鶴居村振興公社の報告が行われました。

▷ 専決処分

- 鶴居村税条例の一部を改正する条例の制定
- 鶴居村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 平成20年度鶴居村一般会計補正予算
- 平成20年度鶴居村後期高齢者医療特別会計補正予算

条 例 の 制 定

- 鶴居村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6月支給期末手当を0.2ヶ月分削減する。
- 鶴居村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6月支給期末手当を0.2ヶ月分削減する。
- 鶴居村一般職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
6月支給期末勤勉手当を0.2ヶ月分削減する
- 鶴居村議会議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6月支給期末手当を0.1ヶ月分削減する。

補 正 予 算

平成21年度一般会計補正予算

歳入歳出2,000千円を追加し、総額を3,386,000千円とする

- 国の平成20年度緊急経済対策に関わる第2次補正に対応する関連予算の計上です。

議 会 を 傍 聴 し ま し ょ う

村 政 ・ 議 会 は あ な た の た め に ……



手続きは議場の受付簿に記名するだけです
～お気軽においでください～

株式会社 鶴居村振興公社

◎平成20年度 事業報告

100年に一度と言われます世界同時不況の影響を受け、パークゴルフ場では、前年対比2,460人、運動広場では3,527人、それぞれ入客数の減少がありました。どさんこ牧場関係では、民間旅行会社等を利用し顧客の拡大に努めた結果、前年を上回り「酪楽館」関係では、たまご型チーズの本格販売は遅れていますが、その他のチーズ製造や販売は順調に推移し、芝生管理業務は作業効率の改善に努め、その他の事業についても概ね順調に業務を終了する事が出来ました。

◎平成21年度 事業計画

「鶴居村パークゴルフ場管理事業」については、残念ながら指定管理を受ける事ができませんでしたが、「鶴居運動広場事業」と「鶴居村どさんこ牧場事業」については引きつづき運営に万全を期して参りたい。又、委託管理業務ではありませんが、鶴居村農畜産物加工施設「酪楽館」事業についても、一層の努力を計りながらお客様から喜ばれる環境づくり、施設運営に細心の注意を払いながら取り組んで参りたいと思います。

損 益 計 算 書

自：平成20年4月1日 至：平成21年3月31日（当期累計期間）

株式会社 鶴居村振興公社

単位：円

科 目	金 額	金 額
【売 上 高】		
委託事業料売上	63,144,900	
公社運営売上	69,650,417	
指定管理料	24,450,000	157,245,317
【売上原価】		
期首棚卸高	1,315,072	
公社管理運営部門原価	131,192,261	
期末棚卸高	△ 5,278,144	127,229,189
売 上 総 利 益		30,016,128
【事業管理費】		19,494,862
営 業 利 益		10,521,266
【営業外収益】		
受取利息	87,498	
雑収入	488,417	
退職給与引当金取崩益	173,450	749,365
【営業外費用】		
退職給付引当金繰入損	977,730	977,730
経 常 利 益		10,292,901
税引前当期純利益		10,292,901
法人税住民税及事業税		3,475,800
当 期 純 利 益		6,817,101



北海道町村議会議員研修会

去る六月三十日、札幌コンベンションホールに於いて、平成二十一年度北海道町村議会議長会主催の全道町村議会議員研修会が開催され本議会から十名全員の議員が出席し研修をして参りましたので報告します。

全道各地より千七百名余りの出席の中、主催者挨拶の後、最初に「住民自治時代の議会の役割と課題」と題して、山梨学院大学教授の江藤俊昭氏より講演をいただきました。江藤氏は、今全国各地の議会で議論されつつある、議会基本条例を例に挙げながら、住民に開かれ住民参加を促進し、首長とも切磋琢磨し、議会の存在意義である議員

同士の討議と議決を重視する議会を提唱され、いわゆる人格を持った議会であれと力説された他、住民にとって関心の高い議員報酬、議員定数の有り方についてもふれ、住民と歩む議会改革の条件について説かれました。

又、二人目には、日本テレビ「ズームイン！SUPER」に出演され読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏から「どうなる日本の政治と経済」と題して講演をいただきました。この中で橋本氏は、昨年から世界的な大不況、又これらの対応に右往左往する日本の政治状況について辛口の中にもユーモアを織交ぜながら説かれ、日本の病める

状況あるいは地方の痛みについて語られ、閉塞感に包まれた現状を打破するには、原点回帰しなければならぬ。日本が今失いつつある本当に大切なものを取りもどさなければならぬ事を、自分の母親との話を引き合いに出し切々と語るその口調と内容に感動を覚えるもので、会場のあちらこちらで目頭を熱くする姿もみられました。

委員会活動

総務常任委員会

▼閉会中の継続調査

- ① 子育て支援について
- ② 議会の活性化について
- ③ 保健・福祉について
- ④ 学校並びに社会教育について
- ⑤ 財産・行財政等について

産業常任委員会

▼閉会中の継続調査

- ① 牛舎雑排水等の処理について
- ② 商工観光の推進について

議会運営委員会

六月三日委員会を開催し、第二回定例会の運営日程等を協議し会期を六月十日一日とした。

▼閉会中の継続調査

- ① 次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項
- ② 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
- ③ 議長の間接に関する事項

第4回 議会全員協議会

去る五月二十二日議員控室に於いて期末手当の改正についてと情報通信基盤整備について、全員協議会が開催されました。

◎期末手当の改正について

一般職員、特別職が引き下げるのであれば、管内状況を踏まえ人勸の勧告を受け入れるべき。

・社会経済状況を加味して議会として独自に判断すべき。

◎情報通信基盤整備事業について

・日野浦村長より全村光ファイバーでの整備をしたい、又携帯電話についても、村内に鉄塔を三基設置し不通地域解消を計りたいとの説明がありました。



村議会の動き

- 4月30日 議会総会
- 5月22日 議員全員協議会
- 5月26日 鶴居村植樹祭
- 鶴居村生乳生産6万トン達成記念講演会
- 5月27日 第2回臨時議会
- 5月28日 北部消防事務組合臨時会(弟子屈町)
- 6月3日 議会運営委員会
- 6月10日 第2回議会定例会
- 6月29日 } 全道議員研修会
- 6月30日 } (札幌市)
- 7月1日 }
- 6月11日 } 広報調査
- 6月23日 } 特別委員会
- 7月3日 }

読者の声



緑の風コロコニ代表

長尾 信子

のは、村づくり緑の風コロコニを立ち上げてからになります。地域活性化というより、自分自身の活性化につながるのではないのでしょうか。

山も、野原も、皆緑色の季節なのに、つい最近まで雨が多く、夜は寒く、夏はいつくるのかと思いつつ日々仕事に明け暮れる毎日です。私は、牛の仕事をしながら野菜作りをしています。私が野菜作りを始めた

六月にも、つるい市場を開催しましたが、会員一人一人もっている力が、準備は大変でしたが、皆、自分達のつるい市場という、いい顔でした。今の私には、いろいろな人とふれ合い会話を持つという事は、十年、二十年先の積み立てだと

思います。まだまだ、社協から自立したとはいえず、教えていただかなければならない事があると思います。会員が十人いますが、ボランティアの方々にも協力していただいています。それで成り立っています。それでコロコニです。議員の方にもコロコニのエプロンを着けていただく、つるい市場になっていきたいと思うのは、私の夢なのではないでしょうか。この村に生まれて育ち、五十年が過ぎ、少しずつ新しい風が吹く鶴居村であってほしいと思います。

釧路支庁管内

町村議会議長会 永年在職表彰

本議会より、大山議員、久保田議員、瀬川議員、大津議員の四名が、永年に渡る議員活動に対し、釧路支庁管内町村議会議長会より、表彰を受けました。



あとがき

▼議会だより一二二号をお届けします。今回は第二回定例会を中心に編集しました。

▼議会だよりが皆さんに届く頃には、一番草の収穫も一段落しているとは思いますが、どうか酪農家の皆さんが笑顔でこの時季を迎えられている事を願っています。

▼間近にせまった衆議院議員選挙ですが、今回程今後の日本の行方を左右する選挙はありません。一人一人が真剣に将来の事を考え、未来の子供達が希望のもてる社会を創造してくれる政治家を選びたいものです。

広報調査特別委員会

- 委員長 武藤清隆
- 副委員長 吉田保博
- 委員 瀬川隆行
- 委員 東



議会って?Q&A

Q

リコールって?

A

公職にある者が、民意にそわない自治運営等を行った場合にこれを是正するため、その者をその任期の満了前に、選挙人が罷免することを可能にするために設けられた直接参政の制度をいいます。

地方公共団体の議会の解散請求、長及び議員の解職請求、教育委員会の委員の解職請求などがあります。

このほか、最高裁判所裁判官の国民審査も、リコールの一種といえます。

Q

議会の解散って?

A

議員全体に対して、その任期満了前に議員の資格を失わせることをいいます。

地方公共団体の議会の解散については、①住民の直接請求に基づく解散、②議会における長の不信任決議により長が行う解散、③議会の議決による解散があります。

Q

議員の失職って?

A

失職とは、一般には、ある職にある者が一定の事由に該当することにより、その者の意思にかかわらず、法令の規定により当然にその職を失うことをいいます。

普通地方公共団体の議員について定められている失職事由は次のとおりとなっています。

- ①選挙の無効又は当選の無効の確定(地方自治法第128条)
- ②被選挙権の喪失(地方自治法第127条)
- ③兼職禁止の職への就職(地方自治法第92条)
- ④兼業禁止の職への就職(地方自治法第92条2、第127条)
- ⑤住民による議員の解職請求の成立
(地方自治法第80条、第83条)
- ⑥住民による議会の解散請求の成立(地方自治法第76条)
- ⑦長による議会の解散(地方自治法第178条)